

令和2年度分 国民年金保険料 免除・納付猶予申請書 受付開始のお知らせ

7月1日より 令和2年度分（令和2年7月～令和3年6月）の国民年金保険料の免除・納付猶予申請の受付が始まります。国民年金保険料の免除・納付猶予制度とは、国民年金保険料の納付が経済的に困難である場合など、一定条件を満たす方々への救済措置です。

●免除等区分には

「全額免除」・「4分の3免除」・「半額免除」・「4分の1免除」・「納付猶予」があり、審査により1ヶ月単位で免除されます。審査の際には、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となります。

また、失業した場合の特例もあり、この場合は、失業した方の前年所得をゼロとみなして審査します。また、離職票等 退職を証明する書類の添付が必要です。

納付が困難な方、未納のままにせず、まずは、年金窓口またはお電話にてご相談ください。

【問い合わせ先】

市役所 市民課交付係 国民年金窓口（5番）電話 0980-87-9005
石垣年金事務所 国民年金課 0980-82-9213

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国民健康保険傷病手当金の支給について

【内容】

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国民健康保険被保険者の方で被用者（会社等に勤めていて給与等の支払いを受けている方）の方が**感染または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため就労ができなかった期間において給与の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。**

【対象者】

以下のすべてを満たす方

- 1 石垣市国民健康保険に加入している
- 2 給与等の支払いを受けている
- 3 新型コロナウイルスに感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養などで仕事を欠勤し、給与の全部または一部を受けることができない

【注意：次の場合は対象外となります。】

- 1 新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状はないが、濃厚接触の疑いがあるため出勤を自粛した
- 2 出勤抑制のため事業主から自宅待機を命じられた
- 3 事業主が事業を休止又は廃止した
- 4 自身が事業主であり、給与等の支払いを受けていない

【適用期間】

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

【支給要件】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日。**ただし、給与収入の全部又は一部を受けることができている方に対しては、これを受けられることができる期間（有給休暇等）は、傷病手当金を支給しません。**なお、その受けられることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額よりも少ないときは、その差額を支給します。

【支給額】

1日当たりの支給額 × 支給対象となる日数
(1日当たりの支給額 = 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 / 就労日数 × 2/3)

※給与等の全部又は一部を受け取ることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

【請求期限】

傷病手当金の請求権の消滅時効の起算点は、労務不能であった日ごとにその翌日から起算され、その消滅時効の期間は2年とされています。

【申請方法について】

申請は、世帯主・被保険者が記入するもののほか、医師の意見書（医療機関を受診した場合）及び事業主が記入するものもありますので、**事前にお電話にて御相談ください。**

【問い合わせ先】

石垣市健康保険課 電話 0980-82-8126